



2024年12月24日

各位

会社名 株式会社アトム
代表者名 代表取締役社長 田中 公博
(コード番号 7412 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先 取締役管理本部長 佐藤 真一郎
(連絡先電話番号 045-224-7390)

会社分割（簡易吸収分割）による事業の承継に関するお知らせ

当社は、2024年12月24日開催の取締役会において、2025年2月1日を効力発生日として当社の居酒屋事業（以下「本件事業」）を、株式会社チアーズダイニング（以下「チアーズ社」）へ会社分割（簡易吸収分割）により承継すること（以下「本会社分割」）を決議しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

なお、本吸収分割は、承継会社において、2025年1月7日開催予定の臨時株主総会にて承認可決されることを条件として実行されます。また、本件会社分割の対価は、賃貸借契約等の承継について賃貸人の承諾を得られない場合、その店舗は本会社分割の対象から除外され、承継する資産・負債が変動することから、事後的に調整される可能性があります。

1. 本会社分割の目的

当社は、「レストラン事業」「居酒屋事業」「カラオケ事業」「その他事業」の4つの事業から構成されており、「すべてはお客様と従業員のために」という経営理念のもと、「美味しかった」「楽しかった」とお客様に喜んで頂ける店づくりに取り組んでおります。

足元では、消費回復に合わせたマーケティング施策の実施やブランドコンセプト及びQSCAの再構築と販売促進の強化により売上高は回復傾向にあるものの、この度、事業の選択と集中の観点から、「居酒屋事業」を当社と同じく株式会社コロワイドのグループ企業であり居酒屋事業を専業とするチアーズ社に分割承継する一方で、当社はより「レストラン事業」へ経営資源を集中させることが、当該事業における顧客満足度の向上に資するものと判断致しました。

さらに、本会社分割を通じて得られる経営資源を当社の中長期的な外食事業の成長や基盤構築に集中投入し、経営基盤及び財務体質の改善を図ることにより、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

当社取締役会決議日：2024年12月24日

吸収分割契約締結日：2025年1月7日（予定）

効力発生日：2025年2月1日（予定）

(注) 本吸収分割は、分割会社である当社においては、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、チアーズ社を承継会社とする簡易吸収分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

当社は、本会社分割の対価としてチアーズ社から金2,233百万円の交付を受ける予定です。

(注) 本件会社分割による対価は、承継する資産・負債の変動等により、事後的に調整される可能性があります。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金
本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務
チアーズ社は、本会社分割に際して当社が本会社分割の効力発生の前時点において本件事業に関して有する権利義務及び契約上の地位のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。また、本件事業に関わる資産及び負債も承継予定です。

(7) 債務履行の見込み
本会社分割後において、チアーズ社の債務履行の見込みは問題がないものと判断しております。

3. 本会社分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本会社分割の決定にあたって公平性・妥当性を確保するため、当社、承継会社及び株式会社コロワイド（当社、承継会社の親会社）から独立した第三者算定機関である上原 FAS 合同会社（以下「上原 FAS」）に居酒屋事業の価値の算定を依頼の上、2024 年 12 月 16 日付で算定書を取得しております。

当社は、上原 FAS による算定結果及び居酒屋事業の財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、チアーズ社との間で本会社分割について慎重に協議を重ねた結果、「2. 本会社分割の要旨」の「(3) 本会社分割に係る割当ての内容」に記載した対価が上原 FAS の算定結果の範囲内であることから、妥当であるとの判断に至りました。

なお、本会社分割の対価は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とチアーズ社との協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定期間の名称及び並びに上場会社及び相手会社との関係

上原 FAS は、当社及び承継会社から独立した算定機関であり、当社、承継会社及び株式会社コロワイドの関連当事者には該当せず、本会社分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

上原 FAS は、居酒屋事業の価値の算定にあたり、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用して算定を行いました。

DCF 法において算定された居酒屋事業の価値の範囲は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
DCF 法	2,109 百万円～2,610 百万円

上記算定において、上原 FAS は、居酒屋事業について、当社が作成した 2025 年 3 月期から 2033 年 3 月期までの事業計画に基づく財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、算定基準日である 2024 年 9 月 30 日以降に居酒屋事業が創出すると見込まれる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しています。算定の前提とした財務予測は、事業計画期間を通じて変動を見込んでおりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

本会社分割において、当社が上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、独立した第三者算定機関である上原 FAS から居酒屋事業に係る事業価値算定報告書を取得しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役及び執行役員の中に本会社分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがある者は、おりません。また、2024年12月20日に特別委員会を開催し、独立役員である大和加代子氏、池田清華氏、大藏さいら氏及び山崎操氏に対して本会社分割が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問及び審議を行っております。

4. 本会社分割当事会社の概要 (2024年9月30日現在)

5.	分割会社	承継会社				
(1) 名称	株式会社アトム	株式会社チアーズダイニング				
(2) 所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 ランドマークタワー12階				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中公博	代表取締役社長 澄川浩太				
(4) 事業内容	飲食店チェーン及びFC事業の運営	飲食店チェーンの運営				
(5) 資本金	100百万円	10百万円				
(6) 設立年月日	1972年1月14日	2024年3月5日				
(7) 発行済株式数	193,559,297株	200株				
(8) 決算期	3月31日	3月31日				
(9) 従業員数	(単体) 665名	(単体) 333名				
(10) 主要取引先	一般顧客	一般顧客				
(11) 主要取引銀行	足利銀行、大垣共立銀行 北陸銀行、東和銀行	みずほ銀行				
(12) 大株主及び持株比率	株式会社コロワイド 41.19%	株式会社コロワイドMD 100.00%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	該当事項はありません。					
人的関係	該当事項はありません。					
取引関係	該当事項はありません。					
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	アトム			チアーズダイニング		
	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
純資産	10,384	8,216	6,763	-	-	9
総資産	24,276	22,528	20,318	-	-	10
1株当たり純資産(円)	42.21	30.98	23.46	-	-	49,479.6
売上高	31,098	35,239	36,947	-	-	-
営業利益	△1,367	△1,020	△65	-	-	△0
経常利益	△1,347	△1,134	9	-	-	△0
当期純利益	322	△2,165	△1,470	-	-	△0
1株当たり当期純利益(円)	1.50	△11.38	△7.79	-	-	△520.4
1株当たり配当金(円)	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は、2022年3月31日付で連結子会社であった株式会社エムワイフーズの全株式を譲渡致しました。
これにより2023年3月期より非連結決算に移行したことから、従来連結で行ってございました開示を個別開示に変更致しました。

(注) チアーズ社は、2024年3月5日設立であり、2024年3月31日時点では登記のみの為、売上高の計上はありません。

5. 分割する事業の概要

(1) 分割する事業の内容

当社が「寧々家」「いろはにほへと」「やきとりセンター」「暖や」の業態名で営む居酒屋事業

(2) 分割する事業の経営成績

	居酒屋事業(a)	2024年3月期実績(b)	比率 (a/b)
売上高	4,493百万円	36,947百万円	12.1%
営業利益	199百万円	△65百万円	—

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格(2024年9月30日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額(百万円)	項 目	帳簿価額(百万円)
流動資産	94	流動負債	18
固定資産	1,285	固定負債	256
合 計	1,379	合 計	274

(注) 実際に分割する資産・負債の金額は、効力発生日までの増減を加味して確定します。

6. 本会社分割後の状況

(1) 名 称	株式会社アトム	株式会社コロワイドダイニング (2025年2月1日に株式会社チアーズダイニングより商号変更予定)
(2) 所 在 地	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 ランドマークタワー12階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 公博	代表取締役社長 頼住 厚哉
(4) 事 業 内 容	飲食店チェーン及びFC事業の運営	飲食店チェーンの運営
(5) 資 本 金	100百万円	10百万円
(6) 決 算 期	3月31日	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません	現時点では確定していません
(8) 総 資 産	現時点では確定していません	現時点では確定していません

7. 会計処理の概要

本会社分割は、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

8. 今後の見通し

本会社分割に伴う影響額については現在精査中であるため、業績予想修正の必要が生じた場合には速やかに開示致します。

9. チアーズ社店舗での株主優待のご利用について

チアーズ社が運営する全店で株主様ご優待の利用が可能です。
ご利用にあたっては株主様ご優待ページをご参照ください。

<https://www.atom-corp.co.jp/ir/shareholder.html>

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本会社分割は、当社と同一の親会社（株式会社コロワイド）をもつチアーズ社に承継させる吸収分割であり、当社にとって支配株主との取引等に該当致します。当社が、2024年7月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「全株主にとっての株主価値の最大化を目指し、業績向上による企業価値の増大に努めており、上場会社として一定の独立性を確保し、親会社である株式会社コロワイド及び同社グループ各社との取引においても、一般取引と同様に、他社の提示価格や市場の実勢価格等と比較検討のうえ取引条件を決定し、少数株主に不利益を与えないようにしております。」と定めております。

また、親会社である株式会社コロワイド及び同社グループ各社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為等について審議検討を行う常設の「特別委員会」を任意で設置し、同委員会は、委員長をはじめとするメンバー4名全員が親会社からの独立性を有する独立社外取締役で構成しております。本会社分割に関しては、以下に記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

第1に、当社は、本会社分割における居酒屋事業の事業価値及び分割対価算定の公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である上原FASに算定を依頼し、事業価値算定報告書を取得しております。分割対価算定は、居酒屋事業の事業計画における収支見込をベースに、将来生み出すことが可能なフリーキャッシュ・フローの現在価値を用いたDCF法を採用し、当該算定機関が算定したDCF法による居酒屋の事業価値評価額に基づき、チアーズ社との協議により決定しております。

第2に、本会社分割に関する検討を行うにあたり、2024年11月13日、2024年12月18日及び12月20日に特別委員会を開催し、当社の支配株主である株式会社コロワイドと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）に独立役員として届け出ている大和加代子氏、池田清華氏、大藏さいら氏及び山崎操氏から構成される特別委員会に対して以下の(3)に記載のとおり諮問し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本会社分割が当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見をいただきました。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本会社分割は、支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、独立役員である大和加代子氏、池田清華氏、大藏さいら氏及び山崎操氏に対して本会社分割の決定が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、この点について意見書を提出することを依頼しました。（2024年12月20日意見書取得）

本会社分割の意見書の内容は以下のとおりです。

① 取引目的の妥当性

当社は、コロナ禍を契機にした消費者のライフスタイルの変化を踏まえ、居酒屋事業に関して、店舗立地の見直しによる不採算店舗の閉鎖やレストラン業態への転換など、消費者ニーズに対応した事業ポートフォリオの最適化を進めてきた。その結果、2025年3月期第2四半期（中間期）における売上高181億90百万円に占める居酒屋事業の売上高は21億36百万円と11.7%で、2024年9月末の総店舗数（直営・FC）328店舗に占める居酒屋業態の店舗数は54店舗と16.5%である。

当社は、原材料価格やエネルギーコストの高騰等により厳しい経営環境が続いており、キャッシュ・フロー等を鑑みると、僅々に経営と財務基盤の安定性を図る必要性があると強く認識しており、今後もコロナ禍以前のような大型の宴会需要や深夜時間帯の利用客が戻ることは想定しにくく、当社の主力事業外である居酒屋事業等の売却について検討していたと執行側より説明された。また、売却資金の一部を、当社の主たる事業であるレストラン事業に集中させ、新規投資を実行することにより、企業価値を高めていくことができるため、本会社分割は望ましく妥当であるとの説明を受けた。

当委員会としても、経営と財務基盤の安定性を図ることが急務であると認識している一方、居酒屋事業の本会社分割の承継先がグループ会社であるチアーズ社であることから、(a) 本会社分割の対価と (b) 本会社分割先の選定について一定の合理性を確認する必要がある他、居酒屋事業については、当事業の中で現段階では利益率は低いとは言えず、一定の重要性があることから、(c) 本会社分割時期や本会社分割で得た資金が有効に活用されるかどうかを慎重に検討する必要があった。

そのため、本会社分割に関して、上記(a)～(c)の妥当性について具体的に説明するように執行側に指示し、2024年11月13日、2024年12月18日及び12月20日に特別委員会を開催し、具体的な（本件が実施された場合の）今後の事業計画及びその実現可能性について補足の説明を受け、質疑応答を行った。

今後の当社事業計画について抜本的に見直す必要が生じていることは明らかであり、そのためには財務基盤の立て直しを図り、主力事業に投資をすることにより、企業価値をより高めるとの本会社分割の目的は妥当と考えられる。

② 分割手続の公正性

本会社分割において、当社は、独立した第三者算定機関である上原 FAS 合同会社（以下「上原 FAS」）から居酒屋事業に係る事業価値算定報告書を取得し、本会社分割に係る意思決定の方法・過程においては、当社の取締役及び執行役員の中に本会社分割に関し利害が相反し又は相反するおそれがある者もない等から、本会社分割の手続において、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないと思われる。

③ 分割対価算定の公正性

(a) 対価算定の公正性について

上原 FAS による算定の方法及び過程において不合理な点は見受けられず、当社と合意に至った分割対価（金 2,233 百万円）は、上原 FAS が算定した DCF 基準法による算定レンジの範囲内（2,109～2,610 百万円）であり、本会社分割の条件は公正に決定された妥当なものと認められる。また、執行側にさらに確認したところ、当社は、当該算定結果を踏まえて、チアーズ社との間で複数回にわたり協議・交渉を行った上で分割対価を決定していること等から、本会社分割の条件は公正に決定され妥当なものと認められる。

(b) 本件承継先の選定について

当社の財務状況も本件判断のためには重視する必要がある、その観点からも、本会社分割等は急務であると考えられたところ、チアーズ社にて、居酒屋事業の拡大を検討しているとの話を受けたとの説明が執行側からあった。居酒屋事業の重要性に照らせば、本来は、入札方式により承継先を選定することが適切な分割対価決定のためには望ましいといえるが、居酒屋事業の分割等による経営と財務基盤の安定性を図ることが急務である状況と、本会社分割価格及び条件を前提とすれば、チアーズ社一択としたことに著しい不合理性は認められず、本会社分割価格も合理的であると判断した。

(c) 本会社分割時期について

当委員会では、本会社分割等の時期に関して意見が出たが、執行側より、当事業年度中に会社分割等することで黒字化を図ることができ、本会社分割等により得た資金をもって新規投資を行うことで、来期以降の経営と財務基盤の安定に繋がると説明があった。また、本取引等から得た資金を加味した、資金計画や事業計画が提示され、今後の資金状況の他、本会社分割等で得た資金が有効に活用されるかどうかについて詳細な説明がなされ、執行側と特別委員会でも複数回にわたり、協議や質疑応答を行った。

これらの資料や説明に大きな矛盾や不合理はなく、当事業年度に本会社分割等で資金を得ることができれば、有効に活用される見込みが高く、また、2025 年 3 月期第 2 四半期までの業績は厳しい状況が継続しており、本会社分割等がなければ黒字化は難しい状況であると推測されることから、執行側の説明の通り、経営と財務基盤の安定のためには、本会社分割等は当事業年度中に行う必要性が高いと判断した。

④ 当社企業価値への影響

本取引から得た資金を加味した資金計画や事業計画は一定の合理性や妥当性をもって作成されており、コロナ禍において経営環境が悪化していた中、今後の成長に向けた経営資源の投下を当社にとって主戦場であるレストラン業態店舗の展開・運営に配分することにより、ブランド価値を高める速度を速め、売上及び利益が向上することで当社の企業価値を高めることにつながると思われる。

以上より、当委員会は、本会社分割等によって、財務基盤の強化を行い、安定的経営を図り、主要事業の価値向上を図ることは少数株主にとって、不利益なものではないと判断した。

以 上